

(3) 令和4年度小牧市青年の家事業計画(案)

1 事業実施方針

- (1) 特定の利用者に限らず、広く青年男女に利用していただけるような事業の実施や施設の運営に努める。
- (2) 講座受講後も継続的な活動を行い、仲間づくりを促進し、地域で活躍できる人材育成に努める。
- (3) 青年の家の活動を通じて身につけたノウハウを、青少年育成の推進に還元できる機会の提供に努める。
- (4) 青少年の育成・支援事業への協力を通じて、青少年の居場所として、広く施設を有効活用する。
- (5) その他の社会問題についても、関係機関と協力し対応する。

2 事業計画

(1) 青年の家自主事業

①親子講座（青年の家単独）

- ・趣 旨 青年講座受講後、青年の家を拠点に活動しているサークル等の協力を得て講座を実施することにより、日頃の活動で蓄えられたノウハウが市民に還元され、青少年のさまざまな体験の場の創出と、さらにはサークル等の構成メンバーの人材育成を図るために実施する。

②こども講座

- ・趣 旨 自然の中で遊ぶ楽しさなど多様な体験活動を通じて、次世代の育成を図ること及び青年の家に愛着を持ってもらい活性化を図るために実施する。

③青年講座

- ・趣 旨 16歳から39歳までを対象とした青年期における多様なニーズに応えながら、知識の習得、社会貢献、自己実現につながるような講座を実施する。

3 団体育成の指導相談

- (1) 青年の家を利用する団体や同好会が、さらに活動を広め団体同士の交流も深めるとともに、学び得たことをリーダーとして地域に還元できるように指導助言を行う。
- (2) 団体や同好会及び個人からの相談に対応する。

4 青年の家を利用した青少年育成事業等の支援

(1) 小中学生講座（ジュニアセミナー）

- ・趣 旨 心豊かでたくましいこどもを社会全体で育むため、青年の家を利用して小中学生の土・日曜日における体験活動を支援する。

(2) 小牧市民まつりへの参加

- ・趣 旨 小牧山を会場に行われるイベントに合わせて、青年の家利用者による体験講座や作品展示を行うことにより、青年の家及び活動サークルのPRを図る。

(3) サークル活動等への支援（会場使用料の免除）

- ・趣 旨 青年の家を中心に活動を続いているサークルを支援するため、引き続き使用料の一部免除とし、活動に対するPRを支援する。

(4) 適応指導教室「アイトワ」（市教委 学校教育課所管）

- ・趣 旨 不登校生徒を対象に、温かな雰囲気の中で様々な活動を通じて各自の目標を持たせ、学校生活や社会生活への適応を図る。
- ・実 施 日 毎週木曜日を除く月曜日～金曜日の4日制（祝日は休日）
- ・時 間 午前9時～午後2時30分

(5) 学習室の開放

- ・趣 旨 青少年の健全育成を図る施策として、中・高等学校生徒及び大学等受験生の夏休みなど長期休業時に公民館の空き部屋を開放し、自宅学習を補完する支援を行う。
青年の家においては、中高生に限らず、青年講座対象年齢の上限である39歳までを対象として、施設を開放し、学習等に利用できる居場所を提供する。
- ・実 施 日 休館日以外の毎日。ただし、該当する部屋が無い日を除く。

(6) 一般財団法人こまき市民文化財団事業（こども夢・チャレンジ文化事業）

指定管理者である一般財団法人こまき市民文化財団が企画する事業に参加することにより、青年の家の活性化を図る。

(7) 青年の家中高生サークル「イベント企画隊」の活動支援

平成21年度の青年の家次世代育成事業（愛知県ユースワーカー地域連携事業）で発足し、継続している中高生サークルの活動の支援を行う。中高生の活動をサポートする大人スタッフの定例会に参加し、活動の方針や内容を共有することにより、スムーズな活動の運営を後押しして、活発な活動が行われることにより、青年の家の活性化を図る。

(8) 青年の家「寺子屋」

- ・趣　　旨　　ありのままの子どもを受け入れ、安心して勉強や遊びに集中できる時間と場所を提供し、子どもの居場所づくりを行う。また、青年の家に愛着を持つ小学生を獲得し、青年の家の活性化を図る。
- ・対　　象　　市内在住の小学校1年生～6年生（市内小学校全16校にチラシまたは、ポスターを配布予定）
- ・定　　員　　20名
- ・講　　師　　元教師5名
- ・開　催　日　　夏休み期間で3日間程度、春休み期間で3日間程度、午前9時30分から11時30分まで開催の予定

※事業計画は変更になる場合がございます。

※事業の詳細につきましては、別紙をご参照ください。